

平成26年度電気事業監査の結果等について

平成27年6月30日
資源エネルギー庁

電気事業法第105条の規定に基づく一般電気事業者及び卸電気事業者に対する監査について、別添のとおりその結果等を公表します。

本件は、当庁及び各経済産業局等が平成26年度に実施した監査について、結果等がまとまったことから電力・ガス事業監査規程第17条第1項の規定に基づき公表するものです。

[問い合わせ先]

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

(全般)

監査室 椎橋、森川

電話：03-3501-1511（内線）4738

(処分等の内容に係るもの)

電力市場整備課 安倍

電話：03-3501-1511（内線）4741

(別 添)

平成26年度電気事業監査の結果等について（概要）

平成27年6月30日
資源エネルギー庁

平成26年度電気事業監査を一般電気事業者10事業者及び卸電気事業者2事業者に対して行ったので、その結果等を公表する。

1. 監査の目的

一般電気事業者及び卸電気事業者の関係法令の遵守状況を適確に把握するため、電気事業法第105条の規定に基づき各事業者の業務及び経理の監査を実施するもの。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成25事業年度の一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の状況を監査対象として、平成26年度中に実施したものである。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、当庁及び各経済産業局等に在籍する電力・ガス事業監査官及び監査官補佐（以下「監査官等」という。）が実施したものである。

監査の実施方法は、電気事業法第107条第2項の規定に基づき事業者の事務所及び営業所等への現地立入により監査を実施したところである。

4. 監査の内容

(1) 一般電気事業者に対する監査

- ① 供給サービスに関する監査…一般電気事業者が行う供給約款、選択約款、最終保障約款及び託送供給約款の運用に関する事項
- ② 財務諸表に関する監査…電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号。以下同じ。）に定めるところに従って一般電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- ③ 部門別収支に関する監査…一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）に定めるところに従って一般電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- ④ 託送供給等収支に関する監査…電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号。以下同じ。）に定めるところに従って一般電気事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項
- ⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査…電気事業法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥ その他の監査…電気事業法の施行に必要な限度において、電力・ガス事業監査規程第2条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(2) 卸電気事業者に対する監査

- ① 供給サービスに関する監査…卸電気事業者が行う託送供給約款の運用に関する事項
- ② 財務諸表に関する監査…電気事業会計規則に定めるところに従って卸電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- ③ 託送供給等収支に関する監査…電気事業託送供給等収支計算規則に定めるところに従って卸電気事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項
- ④ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査…電気事業法第24条の7において準用する第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- ⑤ その他の監査（恒常的な支出等の適正性・効率性の監査）
…卸供給料金原価の基礎となる卸電気事業者の費用の支出状況及び会計処理手続き等の妥当性に関する監査

5. 監査結果に基づく処分等の状況

(1) 総論

平成26年度において実施した監査の結果については、一般電気事業者4件の指摘事項の報告があり、電力・ガス事業監査規程第15条の規定に基づき、当該報告を各関係法令の担当課室に通知し、法令に基づく処分の必要性の有無を検討した。

当該指摘事項のうち、法令に基づく変更命令の行政処分を要する事項は認められなかった。

また、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、文書による所要の行政指導を1事業者（2件）に対して実施した。

なお、その他の指摘事項については、その内容が比較的軽微なものであることから、本年度以降の監査等を通じて改善状況の継続的な確認を行うこととした。

① 監査の実施状況

【一般電気事業者】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	10	1	1	1	1	1
現地立入監査実施箇所数	20	4	5	2	11	4
平均監査人日数	11.6	4.0	4.0	6.0	2.0	4.0
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	10
現地立入監査実施箇所数	12	10	4	6	3	81
平均監査人日数	6.0	4.2	4.0	3.3	6.0	-

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース及び経済局において複数支店等に監査を実施したケースがあるため、現地立入事業箇所数とは一致せず、合計は10になる。

【卸電気事業者】

監査実施部局	本省
被監査事業者数	2
現地立入監査実施箇所数	4
平均監査人日数	8.0

② 監査の内容

	一般電気事業者	卸電気事業者
供給サービスに関する監査	10	1
財務諸表に関する監査	10	4
部門別収支に関する監査	10	—
託送供給等収支に関する監査	10	1
託送供給に伴う禁止行為に関する監査	10	1
その他の	—	4

③ 指摘事項の状況

	一般電気事業者	卸電気事業者	計

供給サービス関連	1 (0)	0 (0)	1 (0)
財務諸表関連	0 (0)	0 (0)	0 (0)
部門別収支関連	1 (1)	— (—)	1 (1)
託送供給等収支関連	2 (1)	0 (0)	2 (1)
託送供給に伴う禁止行為 関連	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	— (—)	0 (0)	— (—)
合 計	4 (2)	0 (0)	4 (2)

☆ () 内の数値は、行政指導の件数を示す。

(2) 各論

処分等の対象となった指摘事項の内容及び当該処分等の状況

- ① 法令に基づく行政処分 0件
- ② 文書による行政指導 2件

【一般電気事業者】

監査区分	指摘事項の内容	指摘事項に対する処分等
部門別収支関連	<p>一般管理費の8部門への配分において、特定の費用項目については「各部門業務用(賃借)建物床(賃借)面積比」を用いて配分しているが、平成25年度末の賃借建物床面積の算定が誤っていた。</p> <p>(影響額) 一般需要部門の当期純利益 1,000千円</p>	<p>当該指摘事項については、一般電気事業部門別収支計算規則における不適切な会計整理であると判断したため、文書により注意を行った。</p>
託送供給収支関連	<p>一般管理費の8部門への配分において、特定の費用項目については「各部門業務用(賃借)建物床(賃借)面積比」を用いて配分しているが、平成25年度末の賃借建物床面積の算定が誤っていた。</p> <p>(影響額) 当期超過利潤額及び当期超過利潤累積額 8,000千円</p>	<p>当該指摘事項については、電気事業託送供給等収支計算規則における不適切な会計整理であると判断したため、文書により注意を行った。</p>

- ③ 口頭による行政指導 0件

(参 考)

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

(監査)

第105条 経済産業大臣は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第106条第3項 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第107条第2項 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○電力・ガス事業監査規程（平成12・12・26資庁第8号）〔抜粋〕

(監査の目的)

第2条 監査は、事業の公益性にかんがみ、電気事業法（昭和39年法律第170号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）並びにこれらの法に関連する政令、経済産業省令及び通達（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、事業の業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気及びガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

(資源エネルギー庁長官等による監査の結果の取扱い)

第15条 長官は、前条の監査報告書の提出及び次条第1項の監査報告書の送付があったときは、本省電力・ガス事業部に置かれる、電気事業法施行令第9条又はガス事業法施行令第13条（以下「権限委任規定」という。）に定めるところにより局長が行うものとされている権限以外の権限に属する事務を行う課又はこれに準ずる室（以下「課等」という。）の長に通知するものとする。

2 前号の通知を受けた課等の長は、当該通知において指摘された被監査事業者の業務又は経理の状況が、法令等に照らして適切であるか否かの別を判断し、当該判断を長官に報告しなければならない。その際、当該判断を踏まえて、法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分又は同条第6号に規定する行政指導（以下「処分等」という。）を行った場合には、その旨も併せて報告しなければな

らない。

(経済産業局長による監査の結果の取扱い)

第16条 局長は、第14条の監査報告書の提出があったときは、当該監査報告書に記載された内容のうち、権限委任規定に定めるところにより局長が行うものとされている権限以外の権限にかかわる部分を長官に送付しなければならない。

2 局長は、第14条により提出を受けた監査報告書に記載された内容のうち、権限委任規定に定めるところにより局長が行うものとされている権限にかかわる部分を、局資源エネルギー環境部に置かれる、当該権限に属する事務を行う課等の長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた課等の長は、当該通知において指摘された被監査事業者の業務又は経理の状況が、法令等に照らして適切であるか否かの別を判断し、当該判断を局長に報告しなければならない。その際、当該判断を踏まえて、処分等を行った場合には、その旨も併せて報告しなければならない。

4 局長は、前項の報告の要旨をとりまとめ、長官に送付しなければならない。

(監査の結果に関する公表)

第17条 長官及び局長は、第15条第2項及び前条第3項の報告があったときは、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、それぞれ、電力・ガス事業監査実施要領（13資電部第27号。以下「要領」という。）に定めるところにより当該報告の要旨を公表するものとする。

2 長官は、前項の規定によるほか、第15条第2項の報告及び前条第4項の報告の要旨をとりまとめ、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、要領に定めるところによりその要旨を公表するものとする。